



福島地方最低賃金審議会の意見に関する公示

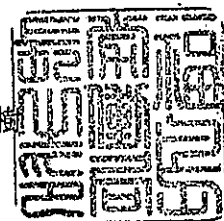
福島労働局一般公示第3号

令和7年9月5日福島地方最低賃金審議会から福島県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、福島県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第11条第2項及び第12条の規定に基づき令和7年9月22日までに福島労働局長あて（福島市花園町5番46号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年9月5日

福島労働局長 岡田直樹



記

福島県最低賃金の改正決定に係る福島地方最低賃金審議会の意見の要旨
福島県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
福島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,033円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年1月1日
- 7 政府・福島県への要望
(1) 政府においては、

福島県における中小企業・小規模事業者の経営は、エネルギー、原材料価格の高騰等により、依然として非常に厳しい実態にあることを踏まえ、最低賃金を引き上げやすい環境整備のために、以下の要望を行う。

- ① 令和7年度福島県最低賃金を上げた要因の1つである、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定。）における「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすること」について、当該補助金や交付金等の内容を明らかにし、中小企業・小規模事業場への支援を早急かつ確実に実施すること。
- ② 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「国民の所得と経済全体の生産性を向上させる」ことを実現するためにも、特に、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資確保に向けた継続的な取組を実施すること。
- ③ 賃金引上げに関する助成金等による生産性向上支援の強化を図るために、業務改善助成金については、特に最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者が活用できるよう制度の充実と具体的事例を含めた周知を徹底すること。また、働き方改革推進支援助成金等も「賃上げ」支援の観点から加算措置の強化を要望し、助成金の活用促進を図ること。また、助成金等については、不断の検証を行い、必要に応じて見直し、また改善を図ること。
- ④ 投資促進による労働生産性向上を図るために、設備投資を促進する税制や補助金、省力化投資の支援を強化。加えて、創業・事業承継、M&A支援、成長市場進出やイノベーション創出、DX・GX推進などの取組みを後押しし、制度の周知と運用改善を図ること。
- ⑤ リスキリング・人材投資の促進のために、急速な環境変化に対応し、教育訓練給付や人材開発支援助成金の活用により、在職者や現場労働者のリスキリングを強化し、AI・RPAなどの技術活用ができる人材の育成を推進すること。
- ⑥ 価格転嫁対策については、サプライチェーン全体（BtoB）での取引適正化を定着させるため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。令和8年1月1日から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」）及び下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号。令和8年1月1日から「受託中小企業振興法」）による執行強化等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底するとともに、「パートナーシップ構築宣言」の更なる拡大と実効性向上に取り組むこと。併せて、一般消費者との事業（BtoC）では、相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるた

め、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこととともに、必要な支援策を講じること。さらに、行政機関が民間企業に業務委託を行う場合（B to G）、年度途中の最低賃金改定により委託先における最低賃金の履行に支障が生じることのないよう、契約前の積算段階においては改定額を反映させるとともに、発注後であっても必要に応じて契約変更を行うことなど、適切に対応すること。

⑦ 中小企業・小規模事業者の人手不足につながるいわゆる「年収の壁」問題の解消を図るために、より実効性の高い制度となるよう速やかに見直しを図ると共に、年収の壁を意識しない働き方への支援施策について強化・拡充を図ること。また、事業主における社会保険料・税の減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。

⑧ 改定された最低賃金額について、県内の労働者及び事業場が知らないということがないように、所轄労働基準監督署及びハローワークを含む福島労働局において幅広い周知を図るとともに、最低賃金の計算方法も含め、事業場に対して、丁寧かつきめ細かな啓発を行うこと。

また、地方最低賃金審議会において地域別最低賃金の審議を円滑に進めるために、以下の要望を行う。

⑨ 中央最低賃金審議会において目安額を提示するに際しては、明確な根拠・データに基づいた誰もが納得出来る目安額を提示すること。また、法定3要素（生計費・賃金・通常の事業の賃金支払い能力）については、特定の要素のみを重視することなく、そのバランスにも配慮し、それぞれの地域における3要素に基づき、実態を踏まえた審議が出来るようにすること。

⑩ 中央最低賃金審議会から示される目安額が年々増加していることから、地方最低賃金審議会における審議回数や審議内容等の負担が増大している。このため、都道府県の地方最低賃金審議会公労使委員の代表が参加する検討会を全国規模で開催し、その結果を踏まえ、地域別最低賃金の決定方法について再検討すること。

(2) 福島県においては、

① 令和7年度福島県最低賃金を上げた要因の1つである、経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定。）における「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすること」に関し、福島では目安を超える最低賃金の引上げを行ったことから、当該補助金等が交付された場合は、中小企業・小規模事業場への支援を

早急かつ確実に実施すること。

- ② 厳しい経営状況にある事業者支援のために、即応性・実効性の高い独自の支援策並びに独自の技術開発・特許の取得、人材育成など企業の稼ぐ力の向上につながる支援等の検討を行い、積極的に取り組むこと。
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を行うこと。
- ④ 地方税における減免・猶予制度等、即応性・実効性の高い施策を実施すること。